

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための登校禁止について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、当面の間、下記の「感染等の状況」に該当する場合は、登校禁止とするとともに、公欠扱いとします。

下記の「感染等の状況」に該当した場合は、学部生は各学科の担任の教員又は教務学生課へ、大学院生は各分野長又は教務学生課へ連絡し、その指示に従ってください。

感染等の状況	登校禁止期間
本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合	治癒するとともに、主治医・保健所の指示による入院、ホテル療養又は自宅療養期間が終了するまで
本人が保健所から濃厚接触者と特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間又は保健所から指示された期間
発熱又は体調不良があり、本人の感染が疑われる場合	主治医から指示があった期間又はPCR検査結果等により陰性が確認されるまで
感染が疑われる症状がなくとも、保健所から接触者として検査を勧奨された場合	PCR検査結果等により陰性が確認されるまで
本人と同居する家族等が保健所から濃厚接触者と特定された場合	濃厚接触者のPCR検査結果等により陰性が確認されるまで
本人と同居する家族等が発熱又は体調不良があり、感染が疑われる場合	家族等が医療機関等を受診し、PCR検査結果等により陰性が確認されるまで
海外から入国・帰国した場合	海外から入国した日から2週間
その他、学長が感染拡大防止のために必要と判断した場合	学長が必要と判断する期間